

外出支援サービス利用券のご利用について

佐渡市では、一般の交通機関の利用が困難な方が、医療機関等への移動で、車いす・寝台で移動できるタクシー(介護タクシー)を利用した場合、利用金額の一部を助成するための利用券を交付しています。

ただし、福祉タクシー券との併用及び年度の途中での切り替えはできません。



利用要件など

【対象者】 次のいずれかに該当する方であって、通常の車での移動が困難な方

- 要介護4・5に該当する方 (介護保険被保険者証の確認が必要)
- 身体障害者手帳の下肢・体幹不自由 1級・2級に該当している方 (身体障害者手帳の確認が必要)
- 人工透析で通院している方 (自立支援医療受給者証(更生医療)の確認が必要)

【助成額】

利用金額	助 成 率	
	市民税課税世帯	市民税非課税世帯
6,000円以下	35%	40%
6,001円～8,000円	50%	55%
8,001円～10,000円	60%	65%
10,001円～14,000円	65%	70%
14,001円以上	70%	75%
助成限度額	11,300円	12,100円

※ 利用金額には迎車料・乗降介助料を含む

【交付枚数】

申請月	枚数	申請月	枚数
4月	24枚	10月	12枚
5月	22枚	11月	10枚
6月	20枚	12月	8枚
7月	18枚	1月	6枚
8月	16枚	2月	4枚
9月	14枚	3月	2枚

※ 利用可能期間(月数)×2枚

※ 利用期限は、3月31日まで

※ 月当たりの使用制限はなし

(計算例)

市民税非課税世帯の利用者で、利用金額が 7,000円の場合

市 助 成 額 : 利用金額 7,000円 × 助成率 55% = 3,850円 → **3,800円**

※ 100円未満は切り捨て

利 用 者 負 担 : 利用金額 7,000円 - 市助成額 3,800円 = **3,200円**

利用できるタクシー事業者、連絡・手続きが必要なとき → 【裏面に続きます】

利用できるタクシー事業者			
所在地	タクシー事業者	連絡先	対応できるもの
相 川	あとむ 合同会社	74 - 3621	車いす(フルリクライニング)
佐和田	中央タクシー 有限会社	52 - 3161	ストレッチャー 車いす(フルリクライニング)
	介護タクシー 十季のあかり佐渡	67 - 7355	車いす(フルリクライニング)
金 井	ふれあい館	63 - 2300	車いす(フルリクライニング)
新 穂	介護タクシー すきっぷ	22 - 3731	車いす(フルリクライニング)
	LIFEサポート 介護タクシーK	090-1205-8704	車いす(フルリクライニング)
	ケアサポート イスト	090-1859-0821	車いす(フルリクライニング)
真 野	介護タクシー とらい	090-5540-8897	車いす(フルリクライニング)
新潟市	あやの介護タクシー	025-250-5020	ストレッチャー 車いす(フルリクライニング)

連絡・手続きが必要なとき

- ・ 次のいずれかに該当する場合、市役所窓口での届け出と未使用の利用券の返還が必要になります。
 - ① 表面の利用要件に該当しなくなった場合
 - ② 特別養護老人ホームなどの施設へ入所する場合
 - ③ 利用対象者が、死亡・市外へ転出した場合
- ・ 利用券を紛失した場合
(利用券の利用状況を確認のうえ、未使用の枚数を再発行します。)
- ・ 特別養護老人ホームに入所中の方が外出許可を得て一時帰宅する場合
(市役所窓口に出外許可証を持参し、利用券の交付手続きをしてください。)

ご利用にあたっての注意事項

- ・ 利用券は**1回の乗車で1枚利用**できます。有効期限(3月31日)を過ぎたものは利用できません。
- ・ 利用券は医療機関、介護施設への移動に使用できます。買い物などでのご利用はできません。
- ・ 利用要件以外の利用があった場合は、助成額相当額を返還していただきます。

お問い合わせ先

佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係
各支所・行政サービスセンター 高齢福祉担当窓口

【電話】 0259-63-3790